

静岡市科学館条例施行規則の一部改正案の概要

経緯

「公の施設に関する使用料の設定基準(行財政改革推進大綱)」に基づき、静岡科学館では、新たに子ども料金(小学生・中学生)を設定する予定です。

ただし、市内に在住し又は通学している小・中学生は入館料を無料とすることから、その確認方法について、静岡科学館条例施行規則を改正することとなりました。

なお、未就学児童につきましては、市内外を問わず、今までと同様、無料となります。

改正案の概要

《これまで(市内外を問わず、中学生以下は無料)》

中学生以下の子どもに関しては、口頭及びその他の方法でその確認を行うことで、入館料を無料としていました。

《今後(市内在住若しくは通学する小中学生は無料)》

小・中学生は、市内に在住又は通学していることを、新たに発行する「(仮称)子どもカード」、または市内に在住又は通学する小・中学生であることがわかる書類等で確認したうえで、入館料を無料とします。

施行日

平成27年1月1日より施行します。

参考

「(仮称)子どもカード」は、3月頃から各学校にて配布する予定です。



「(仮称)子どもカード」イメージ図